平成２２年（フ）第１６２８号
京都市北区西賀茂蟹ケ坂町58番地４
債務者　前田　千秋
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
京都府亀岡市千歳町毘沙門平松18番地
債務者　山内由美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６９５号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149
１―205号、前住所大阪府河内長野市南花台３丁目４番31―306号　山田眞由美方
債務者　奥野　隆章
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
堺市西区津久野町１丁22番22号　マンションつくの
債務者　白川　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３１５号
大阪府富田林市藤沢台３丁目10番10号　205
債務者　吉見　初美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３２号
堺市西区平岡町183番地20
債務者　岡田　圭司
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３８号
大阪府松原市天美西３丁目７番５号
債務者　勝島眞由美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３９号
大阪府松原市天美西３丁目７番５号
債務者　勝島　光正
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８６号
堺市堺区田出井町１番６―1105号
債務者　齋藤　敏夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３９２号
大阪府松原市天美南５丁目10番13―３Ｃ号
債務者　山下有加里
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３９５号
大阪府富田林市木戸山町14番11号
債務者　川地　政隆
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
佐賀県鹿島市大字納富分4885番地　市営井手分住宅７―２号
債務者　山口　ケイ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４２１号
盛岡市東仙北１丁目10番59号　藤村貸家６号、旧住所盛岡市湯沢南２丁目14番20号
債務者　中村真紀子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５５３号
岩手県大船渡市大船渡町字笹崎133番地２市営住宅笹崎団地５号
債務者　橋本　樹里
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６３号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割39番地
債務者　竹髙　貴子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢64番地97
債務者　菊池　ソノ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５９１号
盛岡市西青山３丁目９番６号　タウンハウス青山Ｄ―102号、旧住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字松堂194番地
債務者　千葉　弘美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３４号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字娚竹ケ丘21番地　県営住宅44棟29号
債務者　横山　貴子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係